

勤務形態が非常勤の場合は保育士業務従事届の添付書類として提出してください。

保育士業務従事日数内訳書

年 月 日

東京都社会福祉協議会会长 様

(修学生従事先)

施設・事業所名

管理者 職名

氏名

社判

下記の者は、非常勤職員として以下の通り保育士業務に従事しました。

修学生番号	H	修学生氏名	
修学生住所	〒 一		
従事先施設・事業所名			

(保育業務に従事した日に○、していない日に／をつけ、○の日数を集計してください。)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
年 4月																															日	
年 5月																															日	
年 6月																															日	
年 7月																															日	
年 8月																															日	
年 9月																															日	
年10月																															日	
年11月																															日	
年12月																															日	
年 1月																															日	
年 2月																															日	
年 3月																															日	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計

合 計 日

⇒別紙「保育士業務従事届」に合計日数を転記

■上記期間に施設として（感染症等の影響により）休園や勤務体制の縮小を行った期間が含まれる場合は、その期間を下記にご記入ください。

年 月 日 ～ 年 月 日
年 月 日 ～ 年 月 日

* 証明が必要な期間は修学生にご案内しています。修学生と確認した期間についてご記入ください。

* 上記「保育業務に従事した日」は有給休暇の日を含めて構いません。また1日の勤務時間数は問いません。

* 恐縮ですが夜勤を1日とするか2日とするか(○を1つにするか2つにするか)は従事先施設にご判断いただいている。

* 保育士業務従事届の「保育士業務従事証明書」欄と同じ方が証明してください。

* この様式で証明することが難しい場合は、施設・事業所における出勤簿の写し等に代えることができます。(但し月毎の合計日数が明記されていて、証明者の記名・押印がされている必要があります。)

【修学生用ご案内】

①0日の月がある場合、その月が他の猶予理由に該当しないときは返還になります。

②12ヶ月の合計(複数事業所所属の場合重複削除後の合計)が180日に満たない場合、他の猶予理由に該当しないときは返還になります。

③他の猶予理由の詳細は「修学生のしおり」等でご確認ください。該当する場合は、その期間分の「返還猶予申請書」等一式を別途ご提出ください。なお、他の猶予理由の場合、猶予が承認されてもその月は免除のための従事期間には含まれません。また、その月を除いて12ヶ月間に達した時点で年間180日の要件を満たすか確認を行います。

④他の猶予理由に該当する場合、申請期間は基本的に「(休職や休園等の)開始した日の属する月の翌月から終了した日の属する月まで」です。但し非常勤で日数を満たせず、休職や休園等の期間が1ヶ月に満たない場合、申請期間を「(休職や休園等の)開始した日の属する月から終了した日の属する月まで」として申請することができます。